

第4回道路の不法占用対策に係る専門部会 議事概要

日時：平成24年6月22日(金) 15:00~16:30

場所：三田共用会議所第2特別会議室

1. 議事概要

事務局より、資料1及び資料2について説明を行った。

提言案については、各委員の意見を踏まえて事務局において修正し、再度各員に照会の上、とりまとめることとなった。

2. 審議内容

提言案に対する主な意見については以下のとおり。

- 次の理由から、「占用許可基準の検証・見直し」の箇所については削除すべき。
 - ・ 歩道上への物件の設置は、歩道幅員を狭めるものであり、歩行者の安全確保の観点から好ましくない。また、バリアフリーの観点からは、有効幅員はできるだけ広くし、誰もが安全に安心して通行できるよう立看板のような障害物を置くべきではない。
 - ・ 制度の緩和がないと、不法占用対策に協力しないような商店街が、実効性のある自律的な取組を行うか疑問。むしろ、当初設置を認めた範囲が既得権益化され、さらなる範囲拡大を求められる事態も危惧される。
 - ・ 設置を認める範囲について、誰もが納得する客観的基準を作成するのは実務的に困難であり、一旦どこかの商店街に占用許可を認めれば歯止めが利かなくなる。
また、未許可の固定されている突き出し看板が相当数あるなかで、さらに移動が容易な立看板を占用料の徴収も含め公平に管理するのも困難。
 - ・ 交通に支障がないとの理由で立看板の設置を認めるならば、商品陳列棚や自転車置き場などの設置が認められない理由を説明することが困難。
 - ・ 道路は、土地収用権限を背景に税金により築造している公的施設であり、特定の商店のため立看板を恒常的に認めることは適切ではない。地域活性化イベントなど、公益的で一時的な利用であるべき。恒常的な違法状態を解消するため合法化する提言と受け止められかねない。
 - ・ 設置を認めるというあめの部分のみをとられ、許可申請の更新手続きや、占用料の納付が滞り、道路管理者としての指導が現状よりも困難となる可能性がある。
 - ・ 地域とのきめ細かなルールづくりにより地域とともに対応することは理想的だが、現場でのマンパワーが不足しており、実情として難しい。
 - ・ 歩道幅員が広く、地域や商店街がしっかりと管理できるような箇所は、現実的にはごく一部しかないのではないか。
- 提言の大前提として、道路空間のオープン化という大きな方針がある。交通の安全等に支障がなく、地域により良い効果が認められる場合には、積極的に緩和すべき。
- 道路PPP研究会においては、実質的な道路交通への支障を判断して許可

が出来るように制度を緩和すべきとの議論を行ってきた。占用許可基準の緩和は、実質的な細かい判断をその地域の商店街等が実態を把握した上で行い、かつ、その地域の商店街が一定の管理についても恒常的に行う体制ができているのであれば、認める余地があるのではないか。

- 道路空間のオープン化は先般の都市再生特別措置法の改正のように慎重な手続を経て、しっかりとした管理体制のもとに特別に認めていくような、きちんとした仕組みが大切である。
- 「占用許可基準の検証・見直し」の箇所は、内容が具体的過ぎるので、もう少し幅広な表現とすべき。
- 「占用許可基準の検証・見直し」の箇所は、強制的に不法占用をなくすための手段ではなく、間接的な内容であるので、提言の構成を変更すべき。